

令和7年長浜市議会定例会

令和8年6月定例会議会

報告・資料

- 2 令和7年度長浜市一般会計予算の繰越明許費の繰越しについて（報告）
- 9 指定専決処分した事項について（報告）
- 26 債権の放棄について（報告）

令和7年度長浜市一般会計予算の繰越明許費の繰越しについて（報告）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和7年度長浜市一般会計予算の繰越明許費の繰越しについて、次のとおり報告します。

令和7年度長浜市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	人事管理事務経費	1,760,000	1,760,000	0	0	1,760,000
		公有財産管理事務経費	57,100,000	57,100,000	0	0	57,100,000
		分庁舎管理経費	11,670,000	11,670,000	0	0	11,670,000
		交通対策事業費	24,450,000	24,450,000	0	国庫支出金 24,450,000	0
		大学生等生活応援給付金事業費	91,387,000	91,387,000	0	国庫支出金 91,387,000	0
		移住・定住対策事業費	400,000	400,000	0	0	400,000
		名誉市民顕彰事業費	500,000	455,950	0	0	455,950
		市民まちづくりセンター整備事業費	40,296,000	40,295,835	0	0	40,295,835
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳管理事務経費	5,671,000	5,671,000	0	国庫支出金 5,670,000	1,000
3 民生費	1 社会福祉費	こども療育センター管理運営事業費	53,900,000	53,900,000	0	0	53,900,000
		高齢者福祉施設管理運営事業費	43,500,000	43,500,000	0	0	43,500,000
	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援事業費	54,557,000	21,842,884	0	国庫支出金 21,842,000	884
4 衛生費	1 保健衛生費	墓地管理経費	1,300,000	1,300,000	0	0	1,300,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
6 農林水産業費	1 農業費	有害鳥獣対策事業費	2,329,000	2,329,000	0	県支出金 2,002,839	326,161
		農業経営支援事業費	30,000,000	30,000,000	0	県支出金 30,000,000	0
	2 林業費	林道治山整備事業費	12,000,000	12,000,000	0	県支出金 6,375,000 市債 2,100,000	3,525,000
7 商工費	1 商工費	緊急経済対策事業費	500,000,000	500,000,000	0	国庫支出金 417,050,000	82,950,000
8 土木費	2 道路橋梁費	雪寒対策費	108,000,000	81,798,840	0	国庫支出金 46,296,572 市債 2,000,000	33,502,268
		スマートインター整備事業費	56,795,000	56,795,000	0	国庫支出金 28,023,500 市債 1,400,000 その他 351,000	27,020,500
		補助道路整備事業費	153,866,000	125,727,347	0	国庫支出金 55,009,895 市債 5,000,000	65,717,452
		単独道路整備事業費	7,642,000	7,641,500	0	0	7,641,500
		橋梁長寿命化事業費	81,500,000	64,682,960	0	国庫支出金 24,443,045	40,239,915
	3 河川費	地域整備事業費	55,893,000	55,893,000	0	国庫支出金 33,003,000 県支出金 22,889,000	1,000
	4 都市計画費	都市公園等管理事業費	2,600,000	2,600,000	0	0	2,600,000
		補助街路整備事業費	90,083,000	72,994,097	0	国庫支出金 31,167,548	41,826,549
	5 住宅費	住宅建築改修等支援事業費	37,300,000	31,724,000	0	0	31,724,000
	9 消防費	1 消防費	自主防災体制づくり事業費	12,640,000	12,640,000	0	国庫支出金 6,320,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
10 教育費	2 小学校費	小学校校舎等維持管理経費	601,175,000	601,175,000	0	国庫支出金 146,427,000 市債 277,900,000	176,848,000	
			605,220,000	574,640,000	0	国庫支出金 142,777,000 市債 254,400,000	177,463,000	
	5 社会教育費	虎姫時遊館管理運営事業費	47,300,000	47,300,000	0	0	47,300,000	
			生涯学習施設整備事業費	21,750,000	21,749,927	0	0	21,749,927
			図書館管理運営費	15,096,000	15,095,979	0	0	15,095,979
	6 保健体育費	学校給食センター管理運営事業費	91,000,000	84,150,000	0	0	84,150,000	
			合計		2,918,680,000	2,754,669,319	0	国庫支出金 1,073,866,560 県支出金 61,266,839 市債 542,800,000 その他 351,000

令和7年度長浜市一般会計繰越明許費事項別明細書

(単位:円)

課名	款	項	事業名	節	翌年度繰越額	繰越理由
人事課	総務費	総務管理費	人事管理事務経費	委託料	1,760,000	【人事給与システム改修委託】 適正な事業期間を確保するため。
財政課	総務費	総務管理費	公有財産管理事務経費	工事請負費	57,100,000	【浅井七尾備品倉庫解体工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。 【旧余呉学校給食センター解体工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
北部管理課	総務費	総務管理費	分庁舎管理経費	需用費	10,670,000	【PCB含有機器取替修繕】 事業用変圧器の省エネルギー基準が変更となることに伴い、需要が集中し、変圧器の納期が大幅に長くなることから、適正な工期を確保するため。
				委託料	1,000,000	
都市計画課	総務費	総務管理費	交通対策事業費	負担金、補助及び交付金	24,450,000	【地方路線バス運賃電子決済機導入補助金】 2月補正予算計上したものであり、適正な事業期間を確保するため。
政策デザイン課	総務費	総務管理費	大学生等生活応援給付金事業費	需用費	50,000	【大学生等生活応援給付金】 2月補正予算計上したものであり、令和8年12月末までを申請期間としているため。
				役務費	1,337,000	
				負担金、補助及び交付金	90,000,000	
市民活躍課	総務費	総務管理費	移住・定住対策事業費	補償、補填及び賠償金	400,000	【元地域おこし協力隊訴訟損害賠償事件にかかる解決金】 元地域おこし協力隊訴訟損害賠償事件にかかる解決金として、令和8年3月定例会議で議決を経て、令和8年4月15日の和解期日に和解が確定するため。
秘書広報課	総務費	総務管理費	名誉市民顕彰事業費	報償費	455,950	【名誉市民記念品】 12月補正予算計上したものであり、適正な作業期間を確保するため。
市民活躍課	総務費	総務管理費	市民まちづくりセンター整備事業費	工事請負費	40,295,835	【湖北まちづくりセンター等空調設備改修工事】 一部製品の基準が令和8年度から変更されることに伴い、想定外の需要が発生し、年度内の工事完了が困難となったことから、適正な工期を確保するため。
市民課	総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳管理事務経費	委託料	5,671,000	【旧氏及び旧氏の振り仮名記載にかかる戸籍附票システム改修及び住基システム改修】 令和7年度総務省所管補正予算により、戸籍附票への旧氏及び旧氏の振り仮記載等に対応するため、国庫補助金の交付申請及び交付決定を得て本事業を実施することになるが、本事業の実施は令和8年度になるため。
しょうがい福祉課	民生費	社会福祉費	こども療育センター管理運営事業費	委託料	1,400,000	【旧こども療育センターわかば園解体工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
				工事請負費	52,500,000	
長寿推進課	民生費	社会福祉費	高齢者福祉施設管理運営事業費	工事請負費	43,500,000	【湖北福祉ステーション空調設備改修工事】 事業用変圧器の省エネルギー基準が変更となることに伴い、需要が集中し、変圧器の納期が大幅に長くなることから、適正な工期を確保するため。
こども家庭支援課	民生費	児童福祉費	物価高対応子育て応援事業費	報酬	172,853	【物価高対応子育て応援手当】 手当の支給事務が令和8年度にまたぐため。
				共済費	29,781	
				旅費	4,000	
				役務費	96,250	
				負担金、補助及び交付金	21,540,000	

課名	款	項	事業名	節	翌年度繰越額	繰越理由
環境保全課	衛生費	保健衛生費	墓地管理経費	工事請負費	1,300,000	【松の岩公園墓地東屋解体工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
農政課	農林水産業費	農業費	有害鳥獣対策事業費	備品購入費	1,955,000	【クマ対策物品整備等事業】 3月補正予算計上したものであり、適正な事業期間を確保するため。
				負担金、補助及び交付金	374,000	
農政課	農林水産業費	農業費	農業経営支援事業費	負担金、補助及び交付金	30,000,000	【担い手確保・経営強化支援事業補助金】 3月補正予算計上したものであり、交付先の事業者の適正な事業期間を確保するため。
森林田園整備課	農林水産業費	林業費	林道治山整備事業費	工事請負費	12,000,000	【林道鳥越線路肩改修工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
商工振興課	商工費	商工費	緊急経済対策事業費	委託料	500,000,000	【「ながはま割第二弾」キャンペーン事業委託】 2月補正予算計上したものであり、適正な事業期間を確保するため。
道路河川課	土木費	道路橋梁費	雪寒対策費	備品購入費	20,650,000	【除雪車両購入】 除雪車両の納品に12か月以上の日数を要するため。
北部建設課	土木費	道路橋梁費	雪寒対策費	工事請負費	29,475,000	【市道田部廣瀬線他消雪整備工事】 2月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。 【除雪車両購入】 除雪車両の納品に10か月以上の日数を要するため。
				備品購入費	31,673,840	
道路河川課	土木費	道路橋梁費	スマートインター整備事業費	需用費	10,000	【(仮称)神田スマートインターチェンジ整備事業】 用地測量に関して、公図訂正に伴う関係機関との協議・調整に不測の期間を要したことから年度内の用地取得完了が困難となったため。
				役務費	767,000	
				委託料	33,947,000	
				公有財産購入費	22,071,000	
道路河川課	土木費	道路橋梁費	補助道路整備事業費	工事請負費	40,353,445	【市道南田附東加納線整備工事】 施工方法等について、関係機関との協議に期間を要したため。 【市道石田宮司線整備工事】 水道移設補償、道路整備工事について、地元や関係機関との調整に時間が必要なことから、適正な工期を確保するため。
				補償、補填及び賠償金	21,173,902	
北部建設課	土木費	道路橋梁費	補助道路整備事業費	工事請負費	64,200,000	【市道田部木之本線他舗装工事】 2月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
道路河川課	土木費	道路橋梁費	単独道路整備事業費	報償費	37,900	【長浜市道路アクションプログラム改定業務】 評価対象路線の整備優先順位の評価及び評価結果の精査に不測の時間を要したため。
				旅費	24,600	
				委託料	7,579,000	
道路河川課	土木費	道路橋梁費	橋梁長寿命化事業費	工事請負費	64,682,960	【留目地区橋梁架替工事】 河川管理者及び漁業組合との協議により、施工可能な時期が制限されているため。
北部政策課	土木費	河川費	地域整備事業費	工事請負費	55,893,000	【(上丹生地区)市道西村線他消雪管敷設工事】 地元要望により、流末処理構造を見直しが必要となり、見直し作業に相当の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。 【(上丹生地区)市道西村線他舗装復旧工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
都市計画課	土木費	都市計画費	都市公園等管理事業費	工事請負費	2,600,000	【豊公園変圧器更新工事】 事業用変圧器の省エネルギー基準が変更となることに伴い、需要が集中し、変圧器の納期が大幅に長くなることから、適正な工期を確保するため。

課名	款	項	事業名	節	翌年度繰越額	繰越理由
道路河川課	土木費	都市計画費	補助街路整備事業費	工事請負費	72,994,097	【市道地福寺神照線整備工事】 施工方法等について、各地権者等との協議・調整に不測の期間を要したため。
住宅課	土木費	住宅費	住宅建築改修等支援事業費	負担金、補助及び交付金	31,724,000	【ながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業補助金】 補助事業者の適正な事業期間を確保するため。
防災危機管理課	消防費	消防費	自主防災体制づくり事業費	委託料	12,640,000	【防災マップ作成業務委託】 3月補正予算計上したものであり、適正な業務期間を確保するため。
教育総務課	教育費	小学校費	小学校校舎等維持管理経費	委託料	122,003,000	【小学校照明設備LED化委託(神照・湯田・速水・高月)】 3月補正予算計上したものであり、適正な事業期間を確保するため。 【長浜北小学校職員室等空調設備更新工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
				工事請負費	479,172,000	【長浜南小学校空調設備更新工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。 【PBX機器更新工事(高月・七郷)】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。 【浅井小学校本館等長寿命化改修工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
教育総務課	教育費	中学校費	中学校校舎等維持管理経費	委託料	51,765,000	【中学校照明設備LED化委託(南・高月)】 3月補正予算計上したものであり、適正な事業期間を確保するため。 【湖北中学校エレベーター棟増築等工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
				工事請負費	522,875,000	【PBX機器更新工事(びわ・高月)】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。 【西浅井中学校改修工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。 【北中学校東校舎長寿命化改修工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。 【西中学校体育館屋根防水等改修工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
市民活躍課	教育費	社会教育費	虎姫時遊館管理運営事業費	工事請負費	47,300,000	【虎姫時遊館解体工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
文化スポーツ課	教育費	社会教育費	生涯学習施設整備事業費	工事請負費	21,749,927	【湖北まちづくりセンター等空調設備改修工事】 一部製品の基準が令和8年度から変更されることに伴い、想定外の需要が発生し、年度内の工事完了が困難となったことから、適正な工期を確保するため。
生涯学習課	教育費	社会教育費	図書館管理運営費	工事請負費	15,095,979	【湖北まちづくりセンター等空調設備改修工事】 一部製品の基準が令和8年度から変更されることに伴い、想定外の需要が発生し、年度内の工事完了が困難となったことから、適正な工期を確保するため。
学校給食課	教育費	保健体育費	学校給食センター管理運営事業費	備品購入費	84,150,000	【南部学校給食センター厨房機器更新】 更新する厨房機器の納期に4ヵ月程度を要するとともに、機器設置を給食業務に支障がない長期休業期間に実施するため。

指定専決処分した事項について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

令和7年度長浜市一般会計補正予算（第13号）

令和7年度長浜市一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,286,090千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,633,841千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		458,000	3,483	461,483
	1 地方揮発油譲与税	93,000	△636	92,364
	2 自動車重量譲与税	303,000	3,891	306,891
	4 森林環境譲与税	62,000	228	62,228
3 利子割交付金		7,000	20,935	27,935
	1 利子割交付金	7,000	20,935	27,935
4 配当割交付金		100,000	46,161	146,161
	1 配当割交付金	100,000	46,161	146,161
5 株式等譲渡所得割交付金		108,000	109,197	217,197
	1 株式等譲渡所得割交付金	108,000	109,197	217,197
6 法人事業税交付金		299,000	66,676	365,676
	1 法人事業税交付金	299,000	66,676	365,676
7 地方消費税交付金		2,746,000	384,768	3,130,768
	1 地方消費税交付金	2,746,000	384,768	3,130,768
8 環境性能割交付金		85,000	△15,659	69,341
	1 環境性能割交付金	85,000	△15,659	69,341
9 地方特例交付金		108,047	17,514	125,561
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	17,514	17,514
10 地方交付税		15,822,538	1,819,022	17,641,560
	1 地方交付税	15,822,538	1,819,022	17,641,560
11 交通安全対策特別交付金		10,000	△704	9,296
	1 交通安全対策特別交付金	10,000	△704	9,296
18 繰入金		4,801,063	△1,165,303	3,635,760
	1 基金繰入金	4,744,948	△1,165,303	3,579,645
歳入合計		64,347,751	1,286,090	65,633,841

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		8,080,309	1,286,090	9,366,399
	1 総務管理費	6,701,502	1,286,090	7,987,592
歳出	合計	64,347,751	1,286,090	65,633,841

令和7年度長浜市一般会計
補正予算（第13号）説明書
専 決 処 分

歳入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方揮発油譲与税	93,000	△636	92,364
計	93,000	△636	92,364

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1 自動車重量譲与税	303,000	3,891	306,891
計	303,000	3,891	306,891

(款) 2 地方譲与税

(項) 4 森林環境譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1 森林環境譲与税	62,000	228	62,228
計	62,000	228	62,228

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 利子割交付金	7,000	20,935	27,935
計	7,000	20,935	27,935

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 配当割交付金	100,000	46,161	146,161
計	100,000	46,161	146,161

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 株式等譲渡所得割交付金	108,000	109,197	217,197
計	108,000	109,197	217,197

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 法人事業税交付金	299,000	66,676	365,676
計	299,000	66,676	365,676

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	△636	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 自動車重量譲与税	3,891	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 森林環境譲与税	228	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 利子割交付金	20,935	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 配当割交付金	46,161	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	109,197	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 法人事業税交付金	66,676	

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 地方消費税交付金	2,746,000	384,768	3,130,768
計	2,746,000	384,768	3,130,768

(款) 8 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 環境性能割交付金	85,000	△15,659	69,341
計	85,000	△15,659	69,341

(款) 9 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 新型コロナウイルス感染症対策地方 税減収補填特別交付金	0	17,514	17,514
計	0	17,514	17,514

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	15,822,538	1,819,022	17,641,560
計	15,822,538	1,819,022	17,641,560

(款) 11 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 交通安全対策特別交付金	10,000	△704	9,296
計	10,000	△704	9,296

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	762,072	△412,072	350,000
2 減債基金繰入金	753,231	△753,231	0
計	4,744,948	△1,165,303	3,579,645

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方消費税交付金	384,768		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 環境性能割交付金	△15,659		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補填特別交 付金	17,514		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	1,819,022	特別交付税	1,819,022

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 交通安全対策特別交付金	△704		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	△412,072		
1 減債基金繰入金	△753,231		

歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
6 財務管理費	1,926,637	1,286,090	3,212,727				1,286,090
計	6,701,502	1,286,090	7,987,592				1,286,090

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
24 積立金	1,286,090	<input type="checkbox"/> 公有財産管理事務経費 1,286,090 減債基金積立金 386,090 教育施設整備基金積立金 600,000 公共施設等総合管理基金積立金 300,000

長浜市税条例の一部改正について

長浜市税条例の一部を改正する条例を次のように制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市税条例の一部を改正する条例

長浜市税条例（平成18年長浜市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第81条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第81条の3とする。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第16項を第13項とし、第17項を第14項とし、同条に次の1項を加える。

15 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。) 又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑

化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号及び第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第16条の4の2の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第16条の14中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附則第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の長浜市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(長浜市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 長浜市税条例等の一部を改正する条例（平成26年長浜市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をした。

番号	専決 処分日	事件内容	相手方	損害賠償額	担当課
指定専決 第 3 号	令和 8 年 2 月 2 7 日	令和 8 年 1 月 3 0 日に 長浜市大井町地先で発生した、除雪車による 物損事故		198,000 円	道路河川課
指定専決 第 6 号	令和 8 年 4 月 1 8 日	令和 8 年 1 月 2 3 日に 長浜市余呉町中之郷地 先で発生した、除雪車 による物損事故		154,765 円	北部建設課
指定専決 第 7 号	令和 8 年 4 月 2 3 日	令和 8 年 1 月 3 0 日に 長浜市三ツ矢元町地先 で発生した、除雪車に よる物損事故		165,000 円	道路河川課

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

債権の放棄について（報告）

長浜市債権管理条例（平成 25 年長浜市条例第 26 号）第 11 条第 1 項の規定により下記のとおり債権を放棄しましたので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

令和 7 年度長浜市債権管理条例に基づく債権放棄一覧

担当部署	債権の名称	件数	債権の額	条例第 11 条第 1 項該当事由
一般会計				
産業観光部 農政課	損害金（占用料）	1 件	41,482 円	第 2 号
	強制執行費用	1 件	674,858 円	第 2 号
	訴訟費用	1 件	19,743 円	第 2 号
都市建設部 住宅課	住宅使用料	1 件	717,326 円	第 3 号
教育委員会事務局 学校給食課	学校給食費	1 件	32,034 円	第 1 号
合 計		5 件	1,485,443 円	

令和7年度における債権放棄について

1. 一般会計

担当課	債権の名称	債権額(円)	放棄年月日	債権発生日	放棄した事由(根拠法令等)
農政課	損害金(占用料)	41,482	令和8年3月31日	令和4年10月11日	破産法(条例第11条第1項第2号)
	強制執行費用	674,858	令和8年3月31日	令和4年10月11日	破産法(条例第11条第1項第2号)
	訴訟費用	19,743	令和8年3月31日	令和4年10月11日	破産法(条例第11条第1項第2号)

小計 736,083

担当課	債権の名称	債権額(円)	放棄年月日	債権発生日	放棄した事由(根拠法令等)
住宅課	住宅使用料	717,326	令和8年3月31日	平成30年1月1日から令和2年10月31日	本人死亡(条例第11条第1項第3号)

小計 717,326

担当課	債権の名称	債権額(円)	放棄年月日	債権発生日	放棄した事由(根拠法令等)
学校給食課	学校給食費	32,034	令和8年3月31日	令和元年6月1日から令和2年2月29日	期間満了(条例第11条第1項第1号)

小計 32,034

総合計	1,485,443
-----	-----------